

(様式2)

令和 年 月 日

誓約書

岡山県美作県民局長 殿

(受入申込者)

住所

氏名

印

(法人の場合は主たる事業所の所在地
及び名称並びに代表者氏名)

令和〇年〇〇月〇〇日付け美作局建真第〇〇号の建設発生土の受入れの公募に係る建設発生土の受入れについて、次のとおり対応することを誓約いたします。

記

- 1 建設発生土受入れ地の造成等に必要な敷き均し及び転圧、構造物の設置等は受入申込者の責任において実施し、受入れに要する費用は受入申込者が全て負担します。
- 2 岡山県美作県民局発注工事の建設発生土の搬出（建設発生土受入れ地への搬入時期及び搬入時間）にあわせて受入します。
- 3 建設発生土は発生した状態で受入し、岡山県が行う通常の発生土処理の工程以外の分別作業を求めません。
- 4 受入れ希望申込書で希望する受入れ土量は、最大受入れ希望土量であり、最大受入れ希望土量以下であっても受入れが可能です。
- 5 建設発生土受入れ地において、建設発生土荷下ろし後は、受入申込者の責任において管理します。
- 6 建設発生土受入れ地で、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合や、盛土に変状が生じた場合、建設発生土受入れ地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合は、受入れを停止し、速やかに対策を行うとともに関係機関等に連絡します。
- 7 受入れ期間中は、受入れ地における安全管理を徹底するとともに、公募要件及び提出書類に適合するように施工及び写真等による十分な管理を行います。
- 8 受入れ期間中に岡山県美作県民局から受入れ地の現場立会を求められた場合は立会するとともに、関係法令等に基づく指導に適切に対応します。

(様式2)

- 9 建設発生土受入れ地外の道路について、次のとおり対応します。
 - (1) 国道や県道から受入れ地に至る道路について、残土搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は受入申込者の責任において行います。
 - (2) 建設発生土運搬車両が建設発生土受入れ地から出る際に、タイヤに付着した土砂等により周辺の道路を汚さないよう、タイヤ洗い場を設置するなどの措置を講じます。
- 10 受け入れた建設発生土については、売却や転用を行いません。
- 11 受入れ地が公募条件を満たさなくなった場合は、搬入を中止するとともに速やかに報告します。
- 12 提出書類に変更等が生じた場合は、速やかに報告します。